

「戦国時代に関する文書を読む」解説

1 斎藤（古）家と斎藤（古）家文書について

- ・斎藤家はもと秩父郡栃谷村（現秩父市）にあった旧家で、『新編武蔵風土記稿』によると戦国時代に北条家に仕え、近世には同村の名主などを勤めていた。
- ・平成 19 年に寄贈された斎藤（古）家文書 13 点は、中世文書 10 点、近世文書 3 点で構成される文書群。
- ・なかでも中世文書は、鉢形城主北条氏邦家臣だった斎藤家だからこそ残った北条氏康や北条氏邦発給の判物や印判状などで、鉢形領の動向を知る上で重要な文書である。保存状態もよく当初の姿を留めており、「斎藤家中世文書」の名称で埼玉県指定有形文化財に指定されている。
- ・斎藤家文書は、他に秩父市立秩父図書館が管理。当館でマイクロフィルム写真帳による閲覧が可能。

2 北条氏邦について

小田原北条氏第三代当主氏康の四男。幼名は乙千代丸。武蔵天神山城主（長瀬町）藤田泰邦の養子となり、のちに鉢形城主（寄居町）・箕輪城主（群馬県高崎市）などを務め、北条氏の北武蔵・上野支配の中心となる。

豊臣秀吉による小田原攻めのきっかけとなった名胡桃（なぐるみ）城（群馬県みなかみ市）は氏邦の支配領であり、真田氏から名胡桃城を奪取した猪俣邦憲は氏邦の家臣である。

天正 18 年（1590）4 月秀吉軍小田原城包囲の際は小田原城には入らず、鉢形城に籠城した。6 月に鉢形落城後は前田利家御預けとなり金沢城に居住。慶長 2 年（1597）8 月没。

3 テキスト

資料 1 「北条氏邦印判状」

【概要】

北条氏邦が斎藤八右衛門の訴えにより三沢 20 貫文の地の公方綿役四抱（把）1 回分を赦免した奉書式印判状。この地は永禄 3 年（1560）に北条氏康から宛行われた所領。八右衛門は間々田十郎太郎ら土豪からの綿役納入の責任者であり、公方綿は真綿（絹綿）と考えられる。本文書は氏邦印判状の初見史料。型式は「折紙」。

【用語】

- ・印判状（いんばんじょう）：署名に自署や花押を書かないで印章を捺した文書。文書を同時に大量発給するのに便利な点などから多くの戦国大名に普及した。
- 奉者が主人の印を捺して出す奉書式（ほうしょしき）と奉者を介せず大名が捺印して直接出す直状式（じきじょうしき）に区別される。

- ・折紙（おりがみ）：古文書の様式の一つ。1枚の紙を二つ折にして用いる。縦紙より略式・薄礼であり、上位から下位に発給された。表を書いたのち、横に裏返してそのまま書き継ぐため、開くと文字が反転する。

【テキストの語句説明】

綿役（わたやく）：所領の中で（養蚕に伴って）生産された真綿に対して課せられる税。

三沢（みさわ）：秩父郡三沢郷、三沢村。現、秩父郡皆野町大字三沢辺り。

従（より）：（返って読む字）…から。時や動作の起点を表す。

御本城（ごほんじょう）：小田原城。北条宗家当主を指す。この文書では北条氏康。

被成（なされ）：…なされる。…される。

御扶持（ごふち）：（土地を）宛行う。

然者：①（しからば）そうであるならば ②（しかれば）そうであるから、それゆえ、さて。

知行（ちぎょう）：所領支配のこと。また、その所領地から年貢・公事を収納すること。

公方綿（くぼうわた）：領主へ納入する綿。

弥々（いよいよ）：そのうえに、ますます、前よりもなおいっそう。

走廻（はしりめぐる）：忠勤に励む。功績を挙げる。

三山（さんやま）：この印判状の奉行人。三山五郎兵衛綱定。氏邦の後見役として北条氏康が派遣した人物と言われている。氏邦の親族説も有り。

仍如件（よってくだんのごとし）：「記載の通りである」の意で、書状や判物、印判状の最後に書き記す慣用語句。「仍」は「仍而」「依」「依而」などと書くこともある。

資料2 「北条氏邦受領書出」

【概要】

北条氏邦が斎藤八右衛門を山城守に任じたもの。氏邦が直接出す形の直状式印判状。

【テキストの語句説明】

受領（ずりょう）：任国に赴いた国司のこと。国司制度が崩壊した室町期以後には有名無実となり、武家の名誉的な称号となった。

山城守（やましろのかみ）：山城国の国司のこと。

○参考文献

埼玉県立文書館編『諸家文書目録Ⅲ』（昭和60年）

埼玉県立文書館『鉢形領秩父の中世一斎藤(古)家文書の紹介―』（平成20年）

浅倉直美編『北条氏邦と猪俣邦憲』（岩田書院、平成22年）

黒田基樹・浅倉直美編『北条氏康の子供たち』（宮帯出版社、平成27年）

吉川弘文館編集部編『花押・印章図典』（吉川弘文館、平成30年）